

平成29年度第2回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

項目	内容																										
件名	大涌谷のパークアンドライドの結果について																										
発言内容	大涌谷で何年か前にパークアンドライドの実験を行っていると思います。県が実施したかと思いますが、その成果、結果が、どのようなものであったか、分かれば教えてください。																										
確認結果	<p>● 箱根スマイル2000万人プロジェクトについて 平成18～23年度にかけて国際観光地「箱根」の渋滞対策や回遊性向上に資するために関係する行政と民間等が協同で検討・協議するために設置されたもの。</p> <p>● パーク&ライド・パーク&ウォークの結果について 車から公共交通・徒歩への移動手段の転換を促す社会実験を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>パーク&ライド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成19年10月27日～11月18日（土日のみ）</td> </tr> <tr> <td>実験概要</td> <td>桃源台駅から徒歩10分の場所に50台分の臨時無料駐車場を設置するとともにロープウェイの割引等の特典を用意</td> </tr> <tr> <td>実験成果</td> <td>県道734号線の渋滞長は364mの削減となった。利用者アンケートでは肯定的な意見が9割であった。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>パーク&ウォーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成19年7月28日～11月25日（土日のみ）</td> </tr> <tr> <td>実験概要</td> <td>桃源台駅付近に長時間駐車できる無料駐車場を設置し、ロープウェイの片道割引の特典を用意</td> </tr> <tr> <td>実験成果</td> <td>利用は好評であり、1,300人以上が利用し、駐車場の容量拡大に繋がった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 大涌谷駐車場待機レーン設置の社会実験について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>駐車場待機レーンの設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成22年12月10日・18日</td> </tr> <tr> <td>実験概要</td> <td>大涌谷駐車場から約480m区間を片側交互通行にして、優先車両（観光バス、路線バス等）を優先的に通行させる社会実験を実施</td> </tr> <tr> <td>実験成果</td> <td>112mの渋滞削減、優先車両の通行時間は約14分短縮し、バス乗務員へのアンケートでは8割が効果があると回答</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の道路幅員は、3車線運用分の幅員が確保できないため、道路拡幅を行わない限り導入ができない ・ 道路拡幅は、他の施策を行っても渋滞が削減できない場合でないと難しい ・ 国立公園としての自然環境保全（木の伐採等） ・ 道路拡幅のための用地取得 </td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：箱根スマイル2000万人プロジェクト実行プラン・箱根スマイル2000万人プロジェクト実行協議会資料</p>	項目	パーク&ライド	実施期間	平成19年10月27日～11月18日（土日のみ）	実験概要	桃源台駅から徒歩10分の場所に50台分の臨時無料駐車場を設置するとともにロープウェイの割引等の特典を用意	実験成果	県道734号線の渋滞長は364mの削減となった。利用者アンケートでは肯定的な意見が9割であった。	項目	パーク&ウォーク	実施期間	平成19年7月28日～11月25日（土日のみ）	実験概要	桃源台駅付近に長時間駐車できる無料駐車場を設置し、ロープウェイの片道割引の特典を用意	実験成果	利用は好評であり、1,300人以上が利用し、駐車場の容量拡大に繋がった。	項目	駐車場待機レーンの設置	実施期間	平成22年12月10日・18日	実験概要	大涌谷駐車場から約480m区間を片側交互通行にして、優先車両（観光バス、路線バス等）を優先的に通行させる社会実験を実施	実験成果	112mの渋滞削減、優先車両の通行時間は約14分短縮し、バス乗務員へのアンケートでは8割が効果があると回答	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の道路幅員は、3車線運用分の幅員が確保できないため、道路拡幅を行わない限り導入ができない ・ 道路拡幅は、他の施策を行っても渋滞が削減できない場合でないと難しい ・ 国立公園としての自然環境保全（木の伐採等） ・ 道路拡幅のための用地取得
項目	パーク&ライド																										
実施期間	平成19年10月27日～11月18日（土日のみ）																										
実験概要	桃源台駅から徒歩10分の場所に50台分の臨時無料駐車場を設置するとともにロープウェイの割引等の特典を用意																										
実験成果	県道734号線の渋滞長は364mの削減となった。利用者アンケートでは肯定的な意見が9割であった。																										
項目	パーク&ウォーク																										
実施期間	平成19年7月28日～11月25日（土日のみ）																										
実験概要	桃源台駅付近に長時間駐車できる無料駐車場を設置し、ロープウェイの片道割引の特典を用意																										
実験成果	利用は好評であり、1,300人以上が利用し、駐車場の容量拡大に繋がった。																										
項目	駐車場待機レーンの設置																										
実施期間	平成22年12月10日・18日																										
実験概要	大涌谷駐車場から約480m区間を片側交互通行にして、優先車両（観光バス、路線バス等）を優先的に通行させる社会実験を実施																										
実験成果	112mの渋滞削減、優先車両の通行時間は約14分短縮し、バス乗務員へのアンケートでは8割が効果があると回答																										
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の道路幅員は、3車線運用分の幅員が確保できないため、道路拡幅を行わない限り導入ができない ・ 道路拡幅は、他の施策を行っても渋滞が削減できない場合でないと難しい ・ 国立公園としての自然環境保全（木の伐採等） ・ 道路拡幅のための用地取得 																										

平成29年度第2回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

項 目	内 容																											
件名	小田原市で英語に特化した小学校について																											
発言内容	<p>本日の勉強会でも出ましたが小田原市で英語に特化した片浦小学校が、非常に独自性を持って他所から入学したいという希望が来ているという例があるそうですので、その辺の具体的な内容がわかれば、調べて欲しいと思います。</p>																											
現状 (過去の経緯)	<p>●片浦小学校の概要</p> <p>児童数の減少から平成24年度から小規模特認校制度を利用し、市内の児童を受け入れることになりましたが、スタートさせるにあたり4つを約束を掲げています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 少人数を活かし確かな学力を育成します 2 自然環境や伝統を活かし豊かな心を育みます 3 地域が一体となって学校を支えます 4 放課後の時間を充実させます <table border="1" data-bbox="411 884 1059 1245"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>学級</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学年</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2学年</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>3学年</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>4学年</td> <td>1</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>5学年</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>6学年</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>しおかぜ学級</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>H29. 5. 1現在</p> <p>●英語教育の特徴①（小規模特認校）</p> <p>外国語活動は少人数を活かしALT（Assistant Language Teacher）の先生と直接やりとりする場面が圧倒的に多く、1年生から物おじせずに自然な形でコミュニケーションの素地が養われています。学習指導要領に定められている5・6年生はもちろん、4年生までも年間15時間を授業時間に充てるとともに、Enjoy English Timeと呼んでいる時間が毎日あり、歌を歌ったりゲームをしたり、テレビを使ったりした10～15分の時間が中休み後や給食時に設定されています。</p> <p>●英語教育の特徴②（放課後子ども教室）</p> <p>平成24年度に「放課後子ども教室」が同時にスタートし、6年生までの児童が希望すれば最長午後7時まで子ども教室で過ごすことができます。</p> <p>「英会話（外国人講師による講座が週1回）」や「料理教室」「生け花教室」などが講師の先生方（ボランティア）に教えていただけます。</p> <p>また、自由に遊んで過ごすこともでき、ときには宿題をここで教えてもらうこともあります。土曜日や夏休み・冬休みなども開設され、児童が放課後の時間を安心して楽しく過ごすことができます。</p> <p>これらはすべて無料で、講座で必要なものがあるときに、教材費として実費負担するのみとなっています。</p> <p style="text-align: right;">出典：片浦小学校HP</p>	学年	学級	児童数	1学年	1	14	2学年	1	15	3学年	1	16	4学年	1	19	5学年	1	15	6学年	1	16	しおかぜ学級	1	1	合計	7	96
学年	学級	児童数																										
1学年	1	14																										
2学年	1	15																										
3学年	1	16																										
4学年	1	19																										
5学年	1	15																										
6学年	1	16																										
しおかぜ学級	1	1																										
合計	7	96																										

平成29年度第2回行財政運営を考える町民会議での発言内容等に対する回答について

項 目	内 容
件名	森林の樹種転換時の規制について
発言内容	自然公園法の規制がありますが、先ほどの大涌谷のように道路の拡幅は中々難しいという中で森林の樹種転換は可能か調べていただきたいと思えます。
確認結果	<p>● 環境省への確認結果</p> <p>樹種転換する際には、木竹の伐採の許可申請が必要であり、国立公園の地種区分（第1種特別地域や第2種特別地域）により、審査基準が異なります。</p> <p>また、申請時に伐採後の植栽計画を提出する必要があります。</p> <p>なお、国立公園内であっても普通地域内は木竹伐採の届出は必要ありません。</p> <p>（自然公園法施行規則第15条 抜粋）</p> <p>一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。</p> <p>ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>（1）当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。</p> <p>（2）当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>（3）公園事業に係る施設（令第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 皆伐法によるものにあつては、イ（2）の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>（1）一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <p>（2）当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p> <p>（3）利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。</p>